

医政発 0308 第 4 号  
令和 3 年 3 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目的告示について（通知）

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目（令和 3 年厚生労働省告示第 49 号）が別紙のとおり告示され、令和 4 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1、改正の趣旨

臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条は、大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他検体検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、政令で定めるところにより臨床検査技師養成所等において 3 年以上修習した者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの等に、臨床検査技師国家試験の受験資格を認めており、具体的にその対象となる者については、同条第 2 号に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」という。）第 18 条各号において規定している。

今般、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 366 号。以下「一部改正令」という。）において、令第 18 条第 3 号に掲げる者について規定の見直しを行い、次のとおり規定し直したところ。

- ・ 大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者等であつて、大学又は臨床検査技師養成所において検体検査、生理学的検査、採血

及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの  
(一部改正令による改正後の令第18条第3号)

- 大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(一部改正令による改正後の令第18条第4号)

これに伴い、一部改正令による改正後の令第18条第3号及び第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を定めるため、本告示を制定した(※)。

※ 本告示の制定に伴い、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目(昭和62年厚生省告示第21号)及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目(昭和62年厚生省告示第22号)は廃止することとした。

## 2、改正の概要

一部改正令による改正後の令第18条第3号及び第4号の規定に基づき、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものとして、それぞれ以下の14科目を定めることとした。

(第3号に基づき定める科目)

- 病態学(薬理学及び病態薬理学を除く。)
- 公衆衛生学
- 医用工学概論
- 血液検査学
- 病理検査学
- 尿・糞便等一般検査学
- 生化学検査学
- 免疫検査学
- 遺伝子関連・染色体検査学
- 輸血・移植検査学
- 微生物検査学
- 生理検査学
- 臨床検査総合管理学
- 医療安全管理学

(第4号に基づき定める科目)

- 病態学
- 公衆衛生学
- 医用工学概論
- 血液検査学
- 病理検査学
- 尿・糞便等一般検査学
- 生化学検査学
- 免疫検査学
- 遺伝子関連・染色体検査学
- 輸血・移植検査学
- 微生物検査学
- 生理検査学
- 臨床検査総合管理学
- 医療安全管理学

その他所要の経過措置を設けた。

## 3、適用期日

令和4年4月1日

以上

○厚生労働省告示第四十九号

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十八条第三号及び第四号の規定に基づき、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目を次のように定め、令和四年四月一日から適用し、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（昭和六十二年厚生省告示第二十一号。以下「旧告示第二十一号」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和六十二年厚生省告示第二十二号。以下「旧告示第二十二号」という。）は、令和四年三月三十一日限り廃止する。ただし、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百六十六号）附則第二項の規定に基づき臨床検査技師国家試験を受けることができる者については、旧告示第二十一号及び旧告示第二十二号の規定はなおその効力を有する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目

第一条 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という

。) 第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目は、次のとおりとする。

- 一 病態学（薬理学及び病態薬理学を除く。）
- 二 公衆衛生学
- 三 医用工学概論
- 四 血液検査学
- 五 病理検査学
- 六 尿・糞便等一般検査学
- 七 生化学検査学
- 八 免疫検査学
- 九 遺伝子関連・染色体検査学
- 十 輸血・移植検査学
- 十一 微生物検査学
- 十二 生理検査学
- 十三 臨床検査総合管理学
- 十四 医療安全管理学

第二条 令第十八条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目は、次のとおりとする。

- 一 病態学
- 二 公衆衛生学
- 三 医用工学概論
- 四 血液検査学
- 五 病理検査学
- 六 尿・糞便等一般検査学
- 七 生化学検査学
- 八 免疫検査学
- 九 遺伝子関連・染色体検査学
- 十 輸血・移植検査学
- 十一 微生物検査学
- 十二 生理検査学
- 十三 臨床検査総合管理学
- 十四 医療安全管理学